

各戸配布広報紙「福岡県だより」への広告掲載に関する契約書（案）

福岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が発行する各戸配布広報紙「福岡県だより」（以下「県だより」という。）に掲載する広告について、次のとおり契約を締結する。

（広告掲載の方法等）

- 第1条 甲は、県だよりへ広告を掲載するため、乙に対し紙面を売り渡し、乙はその代金を甲に納めるものとする。
- 2 乙は、別紙「各戸配布広報紙『福岡県だより』広告作成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、県だよりに掲載する広告を作成するものとする。
- 3 甲は、仕様書に基づき、乙が作成した広告を、県だよりに掲載するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（広告掲載料）

第3条 広告掲載料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とし、1号当たりの広告掲載料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条各号により減免できる場合のほかこれを徴する。

（広告掲載料の納入）

第5条 広告掲載料の納入については、乙は、1号当たりの広告掲載料を県だよりの発行月の月末までに、甲が発行する納入通知書により納入しなければならない。また、消費税等によって端数が生じる場合は、最終支払の際に調整する。

（広告の不掲載に伴う広告掲載料の取扱い）

第6条 甲は、乙が乙の責めに帰すべき事由により、広告を掲載しなかったときは、乙に対し、広告掲載料を請求するものとする。この場合において、乙は甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

（支払遅延）

第7条 乙は、広告掲載料を甲の定める期日までに支払わなかったときは、当該広告掲載料について遅延日数に応じ年2.5パーセントに相当する違約金を甲に支払わなければならぬ。

(契約の解除)

- 第8条 甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は乙が甲との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。
- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、解除した日以降、広告が掲載されなかった期間に係る広告掲載料の100分の10に相当する額を違約金として支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

- 第9条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくはその法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、解除した日以降、広告が掲載されなかった期間に係る広告掲載料の100分の10に相当する額を違約金として支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、甲は乙に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

(広告に関する責任)

第10条 乙は、広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙及び甲は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(権利の譲渡等)

第13条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関して争いが生じた場合には、福岡地方裁判所をその管轄裁判所とする。

(その他)

第15条 この契約に定める事項に疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

乙